

世帯数 2,877

人口 13,603

男 6,865

女 6,738

5月末日住民登録人口

農業構造改善事業

草地造成改良など

このように進められています

佐呂間町の農業構造改善事業がいよいよ本年度より着手されましたが、どのような計画で、どのような

うに進められているか、そのあらましをお知らせします。この事業は草地を造成し、機械



(レーキドーザーによる整地作業)

化による経営の近代化をなし、乳用牛をふやし、有畜農業の基盤をつくり、自立経営の安定を図るため、三十九年度より三ヶ年計画をもつて、次のような事業を行うものであります。

土地基盤整備

草地造成改良 二五、三 ha
牧野隔障物設置三八、二〇八 m
道 四、〇五〇 m
暗渠排水 二六 ha

▽総事業費 四、八一五万四千円
草地造成改良、牧野隔障物設置(牧柵等)牧道などの各事業は、町の直営事業として実施するもので、乳牛の草資源の確保を図るため、国有林の借受、民有地の買収、町有林の解放などを行い、トカロチ、大成など町内十五ヶ所に共同放牧地を設置するものであります

経営近代化施設

レーキドーザー購入 二台
附属農機具 九台
農機具格納庫 一棟九七、七 m²
家畜管理所 一棟 一三二 m²
▽総事業費 一、九三二万七千円
これらの事業も町が行うもので草地造成改良用レーキドーザーは三十九年度一台、四十年一台を

購入、牧野造成のための抜根、障害物の除去、冬期間の集乳路線の除雪を行います。一台はすでに到着し、作業を実施しております。また家畜管理所については、乳牛の飼育増加に伴い、家畜の経済能力を最高度に維持するため、健康管理、疾病の手当、人工授精などの総合センターとして施設するものであります。

トラクター導入

附属農機具 八台
乳牛舎 一棟 四三三 m²
▽総事業費 三、四三三万二千円

この事業は構造改善参加農家に對する補助事業で、大成地区二八戸、栃木地区一〇戸、西富地区二二戸、仁倉地区二二戸、若里地区一〇戸の五地区九一戸が、それぞれトラクター附属農機具を導入し酪農による自立経営を目標として飼料作物を中心とした営農機械化を促進し、多頭飼育を可能とする省力合理化を図るものです。また乳牛舎については、西富地区内の朝日集団による全面共同経営のための共同乳牛舎を設置しようとするものであります。

商業統計調査に

ご協力を

全国の商業の実態を明らかにするため、七月一日現在で通産省が主管する商業統計調査が行われます。この調査は卸売業、小売業(飲食店を含む)を営んでいる商店の分布状況とか、商業活動の姿をとりえて、適切な商業政策をたてたり、中小企業対策や、商品の流通状況の解明などに使用し、あるいは各業界の経済分析その他の

融資単独事業

▽事業費

三、三八五万円
事業参加農家が個別に畜産施設の設備、経営耕地拡大のための農地取得に對し融資を行うもの

以上が三十九年度より三ヶ年計画をもつて実施される事業計画の概要ですが、本年度町において実施される草地造成改良事業は、トカロチ、大成二、大成三の三ヶ所ですが、現在五月に到着したレーキドーザーにより、トカロチ地区の抜根、障害物の除去作業を行っておりますが、改良面積は一八、五 haで約六〇％が整地され、六月中旬よりトラクターによる起土整地、土壤改良資材の投入が実施され、このトカロチ牧野が完成しますと、牧野面積三二 ha内草地改良面積一八、五 ha、牧野周囲の牧柵延長二、三三〇 m、利用農家数四〇戸、乳牛放牧数一日七〇頭、利用する草量年間三五五屯となります。

資料とします。

調査内容は、経営組織、従業員販売額、仕入先、商品手持額などで町で依頼した調査員がお店に伺い調査票に記入をおねがいすることになります。

この調査は統計に使うだけで、一つ一つの内容を他にわたしたり直接不利益をおよぼすようなことは法で固く禁じられておりますので、どうぞ調査の趣旨をご理解され、この調査に御協力をお願いいたします。

町議会より

臨時第三回町議会開会

一般会計補正予算審議など

臨時第三回町議会が五月三十日開会され、昭和三十一年度一般会計補正予算（第一号）外議件十件報告事項二件が提出されましたがいづれも可決承認されましたのでその大要についておしらせします

▽一般会計補正予算（第一号）
（才入才出予算の補正）

三十九年度一般会計才入才出予算は、才入才出ともそれぞれ八二二万四千円を追加し、予算総額二億四千二百一十二万四千円となりました

この内容は、才入で追加された主なものは、五月に開設された町立保育所の使用料六二万一千円、固定資産税減収補てん償交付金二一五万一千円、省力栽培施設導入費補助五十四万、消防自動車購入費寄附金一六〇万円、富士漁港局部改良工事寄附金四十八万円、前年度繰越金八〇〇万円、共済住宅建設貸付金六〇〇万円が追加され、減額の主なものは、本年度各地に発生した大火のため建設割当のなくなった公営住宅建設補助四四七万七千円、公営住宅建設事業費起債一〇〇万円が減額されました。

才出では庁舎建設基金積立金八〇〇万円、保育所の人件費需用費など六三万五千円、施設費一三万五千円、トモコロ省力栽培施設導入補助金五十四万円、農業構造改善事業費二八万七千円、富士漁港局部改良工事負担金一六〇万円、吉野橋梁替工事七十四万九千円、消防自動車購入費一六〇万円、富士教員住宅改修築工事七十八万四千円、高等学校バレー、テニスコート整備費三三万五千円、共済住宅建設委託料六〇万円、消防団員退職報償金負担金二二万一千円、予備費三十四万六千円が追加され、公営住宅建設費七十九万五千円が減額されました。

▽役場庁舎建設事業基金の設置管理処分に関する条例制定

役場庁舎の建設計画については前におしらせしたとおりですが、この建設事業資金として基金積立を行うため本条例を制定、三十九年度においては一般会計才出予算に庁舎建設事業基金積立金八〇〇万円が計上されました。

▽佐呂間簡易水道特別会計補正予算（第一号）
（才入才出予算の補正）

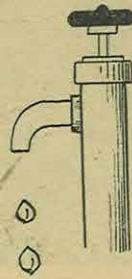
三十九年度佐呂間簡易水道特別会計予算は、四三三万九千円を追加し、九〇七万六千円となりましたこれは凍結防止及び道路舗装に伴う改良工事二六万三千円、また本年度より計量制となるため、量水器の取付工事二四万八千円が主な追加の内容となっています。

▽佐呂間町水道給水条例の全部を改正する条例制定
佐呂間簡易水道給水条例の全部を改正する条例が制定されましたこれは、現在の定量制を計量制に料金の徴収方法が変わったのが大きな改正事項であります、このことについては別記の水道料金の改正のところで詳細に記載してあります。

を改正する条例が制定されましたこれは、現在の定量制を計量制に料金の徴収方法が変わったのが大きな改正事項であります、このことについては別記の水道料金の改正のところで詳細に記載してあります。

▽土地改良財産の受託管理並に負担金の徴収支払について

富武土川明渠排水（昭和三十一年度より二ヶ年で調査、四十一年より三ヶ年計画をもつて事業実施



佐呂間簡易水道が昭和三十四年に給水を開始してから満五年を経過しましたが、この水道を管理する町では、時間給水や断水などでお迷惑をかけるような施設の維持管理に充分注意をしておりますが当初計画しておりました普及率をはるかに上廻り、計画給水人口四千人を超える現状となりました。

このような状態になりましたは現在の定額給水による放任給水を主体とした給水方法では、充分な給水量を確保することも、また新しく水道を取付する方々の希望を受け入れることも非常に困難となりました。

このため水道使用者全戸に計量器を取付、メーター制による給水方法を採用することになり、去る五月三十日開会の町議会の議決を経て七月一日よりメーター制を実施することになりましたので御協力をおねがいします。

水道使用料が

変わります

佐呂間簡易水道

予定になっておりますが、この事業が完成された後の施設の受託管理及び、明渠排水四、三〇〇米、橋梁、落差工などの総事業費に対する町及び受益者の負担金（五割）の支払、徴収を町が行うものとするものです。

その他佐呂間町災害対策本部条例制定、町立保育所設置、保育料徴収条例の制定などが議決されました。

なお改正されました主なる事項は次の通りです。

一、定額給水による放任給水を改善するため、町が水道使用者全戸にメーターを取付、水道使用者に保管していただきます。

メーターの取付は六月から工事を始め八月中旬に完了する予定ですから、工事に際しましては、何分の御協力をお願いいたします。

二、メーターを保管する水道使用者が管理義務を怠つたため、メーターを亡失し、又はき損した場合には、損害を弁償していただくことがありますので、善良な注意をもつてメーターを管理するようにして下さい。

三、従来は、メーターの貸付料を水道使用料金の外に徴収していましたが、今回の改正でメーターの貸付料を徴収しないことになり、水道使用料金を別表の通り改正されました。

料 金 表

用途	料 率	基本料金（1ヶ月に付）		超過料（1立方メートルにつき）
		水 量	料 金	
家 庭 用		10立方メートルまで	300円	30円
営業用	第 1 種	15立方メートルまで	450	30
	第 2 種	20立方メートルまで	600	30
学 校 用		30立方メートルまで	900	30
共 同 浴 場 用		30立方メートルまで	900	30
工 業 用		40立方メートルまで	1,200	30
共 用 栓	2世帯まで	15立方メートルまで	450	30
	5世帯まで	30立方メートルまで	900	30
	10世帯まで	60立方メートルまで	1,800	30
	15世帯まで	90立方メートルまで	2,700	30
	15世帯以上	120立方メートルまで	3,600	30
臨 時 用		10立方メートルまで	400	35

り改正されました。このため、水道使用者が自費で設置されましたメーター器については、耐用年数に應じ、町が買受ることになりました。

四、料金表の適用区分については

- 1 同一世帯内に給水栓を二栓所有する一般家庭用にあつては、各一栓ごとに、家庭用の料金を適用します。
- 2 同一世帯内に給水栓を二栓所有し、営業用と家庭用に区分することが明らかな場合には、それぞれ、家庭用、営業用第一種の料金を適用します。
- 3 給水栓一栓を、営業用と家庭用に併せ、使用する給水栓については、営業用第二種料金を適用します。
- 4 下宿人を置く世帯については、一般家庭と区分するため、営業用第二種料金を適用します。
- 5 病院、診療所については、給水栓各一栓ごとに営業用第二種料金を適用します。
- 6 家屋の一部を他人に貸与し貸与を受けた者が営業を営むため、家屋所有者の給水栓を利用し給水を受けている場合は営業用第二種料金を適用し給水装置所有者から料金を徴収します。
- 7 工場等で共同浴場のため、専用栓を設置した場合のみ工場浴場の料金を適用します。
- 8 アパート（下宿）にあつては、アパート内に居住する世帯数に應じ共同栓の料金を適用します。

五、料金の適用については、昭和三十一年七月一日までに、メーターの設置の完了しない、定額給水については、改正前の料金で、使用料金を徴収します。

公明選挙

公明選挙推進連絡協議会設置

常時啓発を図る

公明選挙運動が叫ばれてから、もう長い年月がたつておりますが現在のいろいろな選挙には、必ずといってよい程買収や、供応など悪質な選挙違反が新聞やラジオをにぎわしております。

日本の国が新しい平和憲法のもとに民主国家として発足以来、民主政治が行われてまいりました。新憲法の前文に「国政は国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」となっております。主権はあくまでも国民であるということであり、その権力は政治の最終目的はすべて国民の福利のためにするものでなければならぬということでもあります。このように、国政の主体は、地方自治をも含めて国民であり、住民であつて、その手段も、目的も国民または住民の幸福の実現にあるのであつて、これが民主主義の本質であります。したがつてこのような原理に立つて行われる政治が民主政治であり理想的な民主政治こそ、自由公正な選挙によつてのみ確立されることを深く銘記しなければならぬと思ひます。

公明選挙運動

選挙人の自由な意志の表明が正

政治学習と話し合い

政治は日常生活につながつていりばかりでなく、民主主義の本質も正しい自己の判断をつくりあげるといふことにあるのであつて、それはお互に話し合うことによつて自由な自分の意志を表明したり、相手の主張を正しく理解したりすることができからであつて、ここに共同学習の必要性があります。くらしのなかのすべての問題は必ずしもいづつていほど政治に関係があります。たとえば、子供の進学や就職のこと、病人をかかえて困ること、物価が高くて困ることなど身近な問題、また青少年の非行対策、ゴミ処理の問題、蚊やハエのいない街をつくること、風水害対策の問題などはそのまま政治の問題です。政治学習とは、特別

に政治家の話をきいたり、政治についての本を読むことでなく、実は私も毎日のくらしのなかの困る問題がすべて政治に関係があるのだということを確かめる勉強であつて、身近な問題をみんなで話し合い共同学習したりして、その問題が政治とどこでどのように結びつき、その問題を解決するためにはどのようにしなければならぬのかということをお互に学習しようの、もつとも大切なことであり、ここに政治学習の大きな意義があります。

佐呂間町公明選挙推進連絡協議会発足する

佐呂間町を立派な公明選挙の町とするため、常時公明選挙を推進

国民年金制度

国民年金制度ができてから今年で四年目を迎え、すでに住民のみなさんには、その内容も御理解されおられる事と思われませんが、其の後法も数回にわたり改正されておりますので、年金制度の内容を再度御理解していただきたいと思います。このため本号から数回に分けて国民年金制度についてくわしく御知らせします。

加入する人は

加入する人は

国民年金の加入制度は、社会保険の仕組になつております。法に定められた要件に該当する人はすべて、この制度に加入し、保険料を納めて行かなければなりません。老後に、あるいは不幸にして身体障

町社会福祉協議会に

篤志寄附

町内字永代町宮田喜一氏は、さきに北海タイムス社主催の社会善行賞(りっぱな理髪やさん)を受賞されたが、これを記念して金五千円を寄附された。(四月三十日)

町内字永代町佐藤秀夫氏(農業改良普及員)は二男幸史ちゃんの出産祝を贈し金一封を寄附された。(四月三十日)

(六月十三日)

毎月7日は
健康の日です

みんなで健康をたたえましょう

- 一、国家公務員共済組合法
- 二、地方公務員共済組合法
- 三、私立学校教職員共済組合法
- 四、公共企業体職員共済組合法
- 五、農林漁業団体職員共済組合法

希望によつて

加入する事ができる人
つぎの人は自分の考へで国民年金に加入したいと思へば、いつでも加入する事ができます。

- 一、恩給や厚生年金とか共済組合など被用者年金各法などの適用を受けている人の配偶者、たとえば勤め人の奥さんなど。
- 二、学生

ただし、通信教育を受ける学生

夜間の学部在学する学生、生徒は強制適用になつております。

- 三、被用者年金各法に基づく遺族年金の受給権者

ならない人

日本の国内に住所をもつ満二十才以上満六十才未満の日本国民は、原則としてすべてこの制度に加入しなければなりません。しかし、このうち、つぎの人たちは、この

加入しなければ

と、つぎのとおりです。

ならない人

日本の国内に住所をもつ満二十才以上満六十才未満の日本国民は、原則としてすべてこの制度に加入しなければなりません。しかし、このうち、つぎの人たちは、この

加入する人は

国民年金の加入制度は、社会保険の仕組になつております。法に定められた要件に該当する人はすべて、この制度に加入し、保険料を納めて行かなければなりません。老後に、あるいは不幸にして身体障

- 一、厚生年金保険法
- 二、船員保険法
- 三、恩給法

の配偶者

高等学校グラウンド整備

自衛隊の協力で

工事進む

佐呂間高等学校が、高校急増対策により、施設を道立高校の基準に適合するよう施設整備二ヶ年計画をたて、昭和三十八年をもつて整備事業を完了し、本年三月三十一日付道告示をもつて道立移管になり新しく道立佐呂間高等学校として発足したことはみなさん御承知のとおりですが、現在道立移管に



がこのうち、グラウンド拡張工事については、機械力のある自衛隊に工事を委託し、去る六月二日、自衛隊、高校PTA、町の関係者により起工式を行い工事を着工しました。

この工事は、第二師団（旭川）施設大隊四中队東野二尉以下十四名の隊員により、大型ブルドーザー二台をもつて進められております。この工事は六月末日に完了することになっていますが、この工事が完成しますと、二五、二〇〇平方メートル（一八〇m×一四〇m）の立派なグラウンドとなります

行楽期の

交通事故を防ごう

本格的な行楽シーズンをむかえ楽しいお出かけを、ちよつとした気のゆるみから悲しみに終らせないう、交通事故防止には十分気を付けましょう。

◎車を運転するかたへ
・お出かけのときは、特にハンドル、ブレーキ関係の整備をしつかりやりましょう。

・お酒と車の運転は、完全に切りはなして事故防止をはかりましょう。
・前日の疲れを残したまま運転すると、ついいねむり運転となつて事故を起こしやすいものです。健康を保つことも安全運転への第一歩です。
・スピード運転は人によつては魅力そのものですが、その反面、ストリートで事故を招きます。事故防止のため安全速度を、お守りください。
・時間的に制約されるときなどの運転は出発の時間を早めにししましょう。

◎歩く人へ

・ほろ酔い気分はいいものですが、しかし、道路をふらついてはみんなが迷惑します。
・事故防止のためにも、酔つて道路をふらつくのはやめましょう。
・ご家族つれの散歩は、はた目に見ても楽しいものですが小さい子どもさんをひとりりて歩かせるのは、運転者泣かせです。車を運転する人のことも考えて歩く人のエチケットをお守りください。

◎貨物運送業者へ

・荷台には、法で定められたかは絶対に人を乗せないようご指導ください。
・酒を飲んで運転するのは絶対やめさせましょう。

ねらわれやすい

農 繁 期

農繁期をむかえ、農家では忙しい毎日が続きます。ところが例年農家の手うすをねらつて、あき果ねらいや忍び込み、押し売りなどが横行します。このような犯罪を防ぐため、次の事を守つて農繁期を無事に過していただきたいものです。

・あき果ねらい、忍び込みの予防戸締まり、旋錠は確実に、どろぼうに入られた原因の多くは戸締りの不完全によるものです。
・お仕事に出るとき、おやすみのときは、おも屋（母屋）の戸や窓はもちろ、納屋にもガツチリとじようぶな「かぎ」をめだたない

ようにかけましょう。
「かぎ」は種類の違つたものを一ヶ所に二段、三段がまえにかけること。
家の回りに足場になるような台を置かないこと。
ひと目でするとわかるような「かぎ」のかけ方はやめましょう。
◎押し売り
この時期には、行人人にまぎれて悪質な押し売りが続きます。また、るすと見れば、どろぼうに早がわりすることもあります。押し売りは次の手で撃退してください。

・品物や値段を尋ねたり、品物を広げさせず「いらない」とキツパリ断わること。
・こどもやおとしりだけで留守ばんをさせないこと。

北のさん一家

工藤恒美



よい町は
みんな貯蓄で
よい暮らし

（広報「さろま」は、町政のいろ／＼なことを知つていただくため、毎月一回発行し、自治会長を通して全世帯に配付してあります。みなさまの御意見や質問は庶務課庶務係へお寄せください。）